（別紙）

「「協同組合検査実施要項」の一部改正案についての意見・情報の募集について」に対して寄せられた御意見の概要及びそれに対する考え方

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	①法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト「５．個別の留意事項について」については、信用事業において不祥事が起きやすい業務であることから、都道府県の検査担当職員にも改めて認識していただき、検査に取り組んでいただきたい。 ②資産査定管理態勢については、資産査定を行う際には、信用事業債権と経済事業債権の両方を与信している債務者の名寄せを徹底的に行うようお願いしたい。 ③協同組合検査実施要項別添２の２「系統金融検査マニュアル別冊〔農林漁業者・中小企業融資編〕の廃止について、別冊を農林漁業者の事例に絞るなどして、スリム化してでも残していただけないか。	（御意見①及び②について）本手引きは、都道府県の検査の的確な実施に資することを主眼として策定するものであり、御意見の趣旨も踏まえ、その施行後にあっては、本手引きを活用いただきつつ、都道府県庁の担当部局とも十分に連携し、協同組合の業務の健全な運営に向けて、必要な指導監督を行ってまいります。 （御意見③について）別添２の２については、農漁業者等を含む債務者の実態把握の重要性について「信用リスク管理態勢の確認チェックリスト」において強調するなど、所要の着眼点及びチェック項目については「信用事業検査の手引き」に反映していること等を踏まえ、廃止することとしています。なお、別添２の２に示されている考え方については現時点で否定するものではないことから、廃止後も参考資料として広く活用いただけるよう、農林水産省ホームページ上（大臣官房検査・監察部の関係部分）に掲載する方向で検討してまいります。
2	別添2の目次にページが記載されていない。	目次のページ数については、パブリック・コメントによる意見募集の結果等も踏まえて「信用事業検査の手引き」の内容を最終的に確定させる際に記載する予定としています。
3	系統金融機関においては、単位農協のみでリスク管理態勢等が完結することはないと考える。そのため、法定の中央指導機関（農林中金・信連）の役割責務を明確にし、検査当局による指導監督のスタンスをより明確にすべき。	「信用事業検査の手引き」は、都道府県が所管する総合農協及び漁協の検査を対象としています。御指摘の農林中金等による会員指導の役割責務については重要な課題ですが、農林中金、信農連等の監督行政庁は国であるため、今回の手引きにおいては記述せず、国による指導監督において適切に対応してまいります。
その他	本意見公募の対象ではない御意見が１件ありました。	